

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 令和5年6月16日(金)
午前10時～午前11時17分
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 15名
- 5 出席者 副市長 柴田義晴
総務部長 中村定秋、総務部専門監 齋藤元英、健康福祉部長
長谷川忍、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 近藤玲子
協働安全課長 小松浩、同統括主査 須藤隆、行政課長 佐野剛、同主幹 井手上豊彦、都市整備課長 西村忠寿、同主幹 岡茂雄、同主幹 加藤淳、消防本部総務課長 加藤正人、同主幹 小川薫、消防署長 伊藤徹、生涯学習課長 佐野隆
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 7 議長あいさつ
- 8 副市長あいさつ
- 9 報告事項
(1) 執行機関からの報告
① 6月定例会に追加提出予定の議案について
各部長：補正予算以外の所管する議案等について、資料に基づき説明。
総務部長：補正後の留保財源は約6億円。

【質疑】
質疑なし。

② (仮称) にぎわい広場整備基本構想について
都市整備課長：資料に基づき説明。

【質疑】
大野議員：この構想はどこまで公表するのか。
都市整備課長：構想2までを考えている。
木村議員：大掛かりな構想である。構想の段階なのでわからないとは思いますが、
時期や事業費、用地買収の数など教えてほしい。
都市整備課長：地権者の数の把握はしていない。
塚崎議員：防草シートがかけられている箇所はどうなるか。
都市整備課長：来週には草刈りをする。今年度工事の発注をしており、順次
整備を行う。

③石仏公園整備事業について

都市整備課長：資料に基づいて説明。

夜間照明は球場、サッカーグラウンドともになしとする。サッカーグラウンドは人工芝予定。既設管理棟は劣化部分改修等で長寿命化を図りながら、可能な限りバリアフリー化も行う。管理棟は新設も既設もエアコン設置予定。駐車場は南側 72 台の予定で、西側からの出入りとする。線路沿いの臨時駐車場は 10 台分確保でき、一方通行予定。駐輪場はエントランス横以外にも 2 か所あり、合計 3 か所で 54 台駐輪可能予定。臨時駐車場を駐輪場として使用した場合 130 台程度駐輪できる。災害時も浄化槽が動かせるように管理棟に太陽光パネルを設置予定。指定管理者制度による一元管理で、管理部署は生涯学習課の予定。

【質疑】

大野議員：グラウンドゴルフの使用は今後どうなるか。

生涯学習課長：どちらも利用できる予定。

水野議員：南西の土地の所有者は将来的にもそのままの予定なのか。

都市整備課整備グループ長：南西角に住宅があるが、目隠しフェンスの要望があった。将来的に拡張する予定は今のところない。

井上議員：防犯灯等設置の計画はあるのか。

都市整備課整備グループ主幹：公園内に照明灯の設置は考えている。

井上議員：グラウンドゴルフ、ソフトボール等、現在の利用者への説明、調整日などの計画があれば教えてほしい。

生涯学習課長：来年度から使用できなくなるため、近いうちに関係団体と調整会議を開きたいと考えている。

木村議員：芝生広場の予定地は現状グラウンドで砂地であるが、天然芝が根付くことは十分考えているか。

都市整備課整備グループ主幹：天然芝の野芝を予定している。夢さくら公園でも天然芝を植えているが、根付いており、石仏公園でも根付くと考えている。

木村議員：サッカーグラウンドは、人工芝の場合、犬山の羽黒スポーツ広場など、あらかじめラインを引いてあるところが多い。フットサル、子ども用コートなど混在するが、ラインはすべて引いてあるのか。

都市整備課整備グループ主幹：犬山の羽黒スポーツ広場の整備や運用を視察した。あらかじめ引くが、色分けするなど混在に気を付けながら整備したい。

梅村議員：バックネット裏は観客席か。

都市整備課整備グループ主幹：既存の観客席があるが、ベンチは劣化している。管理棟もリニューアルするが、古いベンチ等も交換しながら改良して

いく。

梅村議員：試合用等の音響施設を設置するか。

都市整備課整備グループ主幹：設置は予定していない。

梅村議員：防災ベンチは土嚢の入るベンチか。

都市整備課整備グループ主幹：かまどになるベンチを予定している。

榊谷議員：グラウンドや球場はこれまで同様に予約者のみの利用となるか。

都市整備課整備グループ主幹：予約者のみの利用である。

④その他

(未来寄合・中学生版の開催について)

協働安全課長：資料に基づき説明

【質疑】

質疑なし。

(自衛官募集対象者情報の提供方法の変更について)

行政課長：資料に基づき説明

【質疑】

塚崎議員：除外申出書を出せば提供されないことは、広く周知されるのか。

行政課長：市ホームページのお知らせに掲載し、周知している。

榊谷議員：具体的に除外申出書の提出方法等が詳細にホームページに周知されるのか。

行政課長：すでにホームページに掲載している。対象者は住民票が岩倉市にある令和5年度に18歳に到達する人。申出方法や必要書類等もお知らせしている。

片岡議員：これまで自衛官による書き写しのようであるが、近隣市町もこのように変更がされているか。

行政課長：令和5年3月時点で確認したところ、令和5年度以降については、春日井市を除く全市町村が自衛隊に情報提供するとの回答を得ている。

水野議員：電子媒体等による提供をしない理由は。相手から要望がないのか、要望があっても断っているのか。相手から要望があるならすべきと考えるのがいかがか。

行政課長：市としては個人情報の提供を最小限にするという考え方もあるし、今回自衛隊からも宛名シールの依頼であった。

大野議員：ホームページでのお知らせの仕方がわかりにくい。

行政課長：周知方法は検討していきたい。

木村議員：情報提供は再検討すべきという意見も聞かれるが、そのような申し入れや検討はまったくくないのか。

行政課長：検討はしていない。

木村議員：県内は春日井市以外がすべて宛名シールでの提供になったのか。

行政課長：情報提供するとの確認はしているが、紙、電子、宛名シールなどさまざま。江南市と小牧市は宛名シールと聞いている。

水野議員：情報提供が法令に基づく場合に該当するというときに、除外申出書を提出することにより情報提供を行わないことの法的根拠はあるか。

行政課長：情報を提供することに関しては違法ではないとの解釈である。岩倉市が除外申出制度を作るかどうかは、岩倉市の考えで取り組む。

水野議員：情報提供を行わないという制度を設けるのは、法律に反しない、認められているということによろしいか。

行政課長：法令で認められているというよりも、個人情報の提供を最小限にとどめると、個人情報保護法の観点からの解釈もある。法的なところは把握していない。

総務部長：補足であるが、もともと自衛隊法や施行令については、求めることはできるという規定文である。求められたら提供しなければならないという義務が規定されているわけではない。対応についてはこちら側に裁量があると考え。今回、国の個人情報保護法の法的制度の中で、これは法令に基づく場合に該当し、提供しても問題ないため、自衛隊の求めに応じ宛名シールで提供すると。宛名シールであれば、自衛隊には情報は残らないというメリットがある。除外申出書は全国的に見ても採用しているところは少ないが、自衛隊に情報を送ってほしくない人の情報まで送る必要は全くない。そういう人が自衛官に応募する可能性はほぼないと思われるので、岩倉市の判断で行っている。

水野議員：理解した。除外申請書を提出することができる権利は必要だと思うが、逆に申請書を提出すると圧力がかかることがないようにしてほしい。

塚崎議員：15歳以上の男子に対する対応はなくなるのか。

行政課長：15歳になる男子の場合、引き続き住民基本台帳の閲覧で自衛隊が対応する。

梅村議員：申出したら情報提供を行わないという制度は、以前からあったことか。令和5年度に関してはすでに期限を過ぎてているが、延長は不可能か。

行政課長：令和5年度については、7月1日からの就職活動解禁に伴い自衛隊から対象者に通知をするとのことであった。そのため岩倉市では6月9日を期限とし、その後宛名シールを作成して提供するという事になった。来年度以降はまた自衛隊と協議し日程を決定する。

(第68回愛知県消防操法大会出場について)

消防本部消防署長：令和5年8月5日(土)、予備日は6日(日)、新城市の

新城総合公園競技場にて第68回愛知県消防操法大会が開催される。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、4年ぶりに出場することとなる。今回はポンプ車操法から小型ポンプ操法に種目変更をし、心機一転、上位入賞を目指し4月から訓練に励んでいる。大会当日は事務局で大会会場までバスを用意するが、岩倉市消防団の実施時刻が午後0時30分であるため、市役所を午前9時30分頃出発予定。詳細が決まり次第文書にてお知らせする。定員調整が必要な場合があるため、後日確認を取る。多くの方の応援をお願いする。

【質疑】

質疑なし。

(市民体育祭の開催について)

生涯学習課長：新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から4年度まで中止していた。令和5年度については、現在の感染状況についての判断や関係団体との調整が必要なため、例年より早く6月5日に第1回市民体育祭実行委員会を開き、開催の可否と方針について検討した。その結果、開催することとなり、方針については、4年ぶりとなることから、つつがなく開催するためにコロナ禍前通り開催することとなった。速やかに各区に周知する。

【質疑】

質疑なし。

(2) その他

特になし。

10 協議事項

特になし。

11 その他

特になし。